

## 尾下議員に

# 「議員資格なし」の決定

## 兼業禁止規定抵触

2月19日に行われた臨時会では、町執行部からの議案以外に、3人の議員から尾下康文議員に対する資格決定要求書が提出されました。ここに臨時号を発行し、議員の資格に関する今回の案件を報告します。

### 資格審査特別委員会 委員長報告（要旨）

#### 決定

地方自治法第92条の2の規定に該当する。

#### 決定の理由

電気工事会社と尾下議員の関係が、地方自治法第92条の2の兼業禁止規定に該当するか否か、参考人の事情聴取や資料から審査した。  
 ○同社が「主として同一の行為をする法人」に該当する理由

平成26年度の売上高と比較すると平成27年度の

本町からの請負額は85・77%となり、該当する。

（最高裁判決「請負額が50%を占める場合は、該当する」より）

○「法人の取締役、執行役員若しくは監査役」には該当しない理由

法人登記では、平成26年11月15日に代表取締役

辞任、平成27年4月30日に取締役に辞任している。

○「これらに準ずるもの」に該当する理由

①同社に出資金を出している。  
 ②保有していた株式を親

族に譲渡している。  
 ③影響力と関与が大きい。

#### 【③の理由】

・同族会社であること。  
 役員は、代表取締役が長男、取締役が妻の2人である。

・代表取締役や取締役として受領していた額と同額である給与と賞与を受けていること。  
 ・現在も同社の会長であること。

代表取締役の交代挨拶状で「会長」の肩書を使用している。

・本町商工会の副会長に

就任していること。

商工会では、尾下議員が同社の会長職であると認識している。

・本件請負工事契約の締結が、役職を退任してから間もないこと。

締結は平成27年11月20日、退任して約7か月後にされた契約である。

・尾下議員の事情聴取における発言。  
 「指名があれば入札に参加し、落札を目指すのか」との質問に対し、「入札はおそらくするだろう」と述べ、経営に関する実質的権限があることを自認している。

総合的に検証すると、議員当選後に法人登記や定款の改正を行い、表面上は影響力がないことを装っている。

しかし、同社に対する影響力は変化せず、実質的な影響力があるとして「これらに準ずるもの」に該当すると判断した。

### 採決の結果

（○：賛成 ▲：反対 欠：欠席）

※ 決定には、議長を含む出席議員の3分の2以上の賛成が必要になる。

会議名	議席番号	議員名												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
3月定例会	尾下康文議員の資格決定について (委員長報告：議員資格なし)	▲	○	○	○	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○

#### 資格審査特別委員会

委員長 織田 隆徳  
 副委員長 加藤陽一郎  
 委員 濱田 竜一  
 中野 嘉徳  
 仲野新三郎  
 萩本 悦子

